新計画策定会議(第9回) 資料第9号

主な変更点:

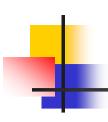
- ・表題の変更
- ·3pに安全が前提であることを追加
- ・17pに核燃料サイクルに関する交付金の説明を追加
- 海外の動向部分は別途資料作成



社会的受容性について(改訂版)

~ 立地困難性と地域の自立的発展への貢献 ~

平成16年10月7日



新計画策定会議における委員からのご意見

- ・「社会的受容性」を考察するに際しては、国際社会、国民、事業者、地域 社会という4つの主体を考慮する必要がある。
- ·有用資源としての中間貯蔵施設の設置受け入れや高レベル廃棄物の最終 処分場すら容易に決められない状況下で、「廃棄物」としての使用済燃料を 受け入れる地域が現実にあるのか。すべては立地あってこその政策である。
- ・直接処分については、そもそも使い捨てでよいのか、またそれが技術的、 社会的に成立するのか、技術開発に必要な費用、期間はどの程度か、プル トニウムを含んだ使用済燃料がそのまま地下にあることが社会的に受容さ れるのかといった問題がある。
- ・行政や事業は立ち止まることはできない。現在の政策を定める現行長計のもとで、ウラン試験を含め既に実施中の事業は粛々と進めるべき。もし六ヶ所再処理工場を立ち止まらせれば、使用済燃料の受け入れ先など、問題を引き起こす可能性がある。



新計画策定会議における委員からのご意見

- ・使用済燃料の貯蔵に関しては立地地域と大変な議論を重ねてお互いに了解しあってやっているもの。4、5年ごとに1カ所の中間貯蔵施設を立地させていくシナリオは、これまでの経緯から考えると不可能である。
- ・「国を支える原子力利用」に対する「地元住民の協力と理解」というのは、我が国の貴重な財産である。 これをおろそかにしてはいけない。
- ・立地地域はこれまで原子力との共存共栄を図ってきた。「もんじゅ」も 燃料を有効利用するという説明を受けながら誘致してきた。将来感謝さ れるようなことを今やらな〈てはいけない。
- ・中間貯蔵施設や高レベル放射性廃棄物処分場などの計画が各地で 拒否されている状況から、市民の願いは原発からの撤退であると理解 すべき。
- ・原子力政策への「国民的合意」がないと指摘されているが、一つ一つ の対応をおろそかにしてきた結果ではないか。

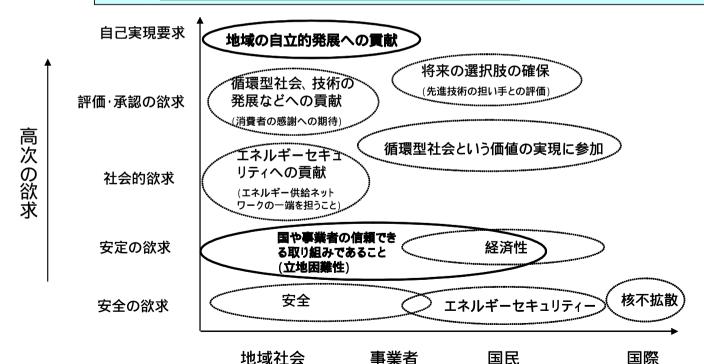
社会的受容性の要因と抽出

・「社会的受容性」の主体を地域社会、事業者、国民、国際社会と4つに分け、社会的 受容性の要因をマズローの欲求階層(注)を参考に考えると、以下のように整理できる。



社会的受容性は、安全等様々な要因から成り立っているものであり、特に安全 の確保はその基本である。

ただし、ここでは破線で囲んだ要因は他の評価項目で検討されるため、重複を 避け、立地地域の受容性に焦点を当てて検討する。



1. 立地困難性

原子力関連施設の立地受入までの期間

原子力施設の立地は長時間をかけて、政策やリスクについての 相互理解を確立して初めて可能になる。

(1)原子力発電所

原子力発電所の立地決議等から運転開始までには長い時間がかかっている。 現在運転中、建設(準備)中の発電所は、ほとんどが昭和40年代までに立地決議されている。

事業者	発電所	1950'	1960'	1970'	1980'	1990'	2000'	2010'
北海道 東北	泊			∇				
東北	女川		∇					
	東通		∇					
	浪江·小高	(浪江) (小高) (大熊)	<u> </u>	∇				
東京	福島第一	(大熊) (双葉)	∇					
	福島第二		∇					
	柏崎刈羽	(柏崎) (刈羽)	<u> </u>					
	東通		∇					
中部	浜岡		∇					
北陸 関西	志賀		7	7				
関西	志賀		∇					
	高浜		∇					
	大飯		▽-					
中国	島根		∇					
	上関				<u> </u>			
四国 九州	伊方		<u> </u>					
九州	玄海		∇					
	川内		\ <u>\</u>					
日本原電	東海	▽-						
	敦賀		<u> </u>					
電源開発	大間				∇	V-		<u> </u>

立地決議等 運転開始(初号機)

原子力関連施設の立地受入までの期間

原子力施設の立地は長時間をかけて、政策やリスクについての相互理解を確立して初めて可能になる。

(2)六ヶ所再処理工場

青森県六ヶ所村の再処理工場は、1984年に地元へ立地申入後、<u>20数年を</u> 経て、現在施設はほぼ完成した段階。

年	1980	85	90	95	2000	05	10
主要経緯	日本原燃	サービス設立 立地申し入れ 立地基本		日本原燃に改組			
		立他坐个		事業指定申請 再処理事業指定 再処理工場着〕	Ε		
				, , , , , , , ,	試験燃料受けん 事業開始使	用済燃料受入れ 然料本格受入れ	盟始
研究開発		技術確証調査	技術	高度化調査			; (計画) 試験閏如 (計画) 格操美 (計画)
建設工程				建設			検 フ <i>ティブ</i> 試験
						<u>L</u>	操業



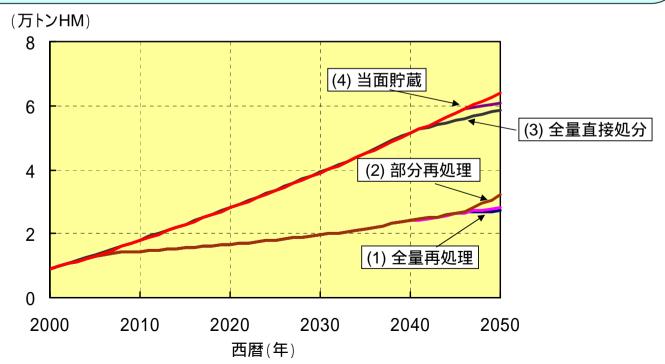
中間貯蔵施設の立地について

- 現行原子力長計の記述:「使用済燃料の中間貯蔵は、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするので、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要。」
- 民間事業者は、これまで、中間貯蔵後に再処理することを前提 とした理解活動を行ってきている。
- シナリオ 2、3、4では、使用済燃料を貯蔵後に直接処分することを前提にして立地の交渉を始めなくてはならない。使用済燃料の直接処分は、ガラス固化体の処分と比べ、処分事業の実施主体が未定であるなど不確定の要因があり、「中間」貯蔵施設に留まると地元が信頼しにくいため、立地が困難になる可能性があるのでないか。

必要となる中間貯蔵施設数

全量直接処分(シナリオ(3))と当面貯蔵(シナリオ(4))、すなわちこれから再処理を 止めると決める場合は、仮に中間貯蔵施設の容量を5,000トンとすると、<u>約5年ごとに</u> 1箇所の中間貯蔵施設が必要となる(2050年で9~12箇所必要となる)。

全量再処理(シナリオ(1))及び部分再処理(シナリオ(2))では、使用済燃料貯蔵量は(3)、(4)よりも少なく、3~6個所程度の中間貯蔵施設により2050年まで対応が可能である。



各原子力発電所の使用済燃料の貯蔵量及び貯蔵容量

再処理事業をやめて中間貯蔵施設の立地が滞る場合には発電所の使用済燃料プールの貯蔵容量を超えることにより、発電停止の可能性もあるのでないか。

電力会社	発電所名	1 炉心 (tU)	1 取替分 (tU)	使用済燃料貯蔵量 (tU)	管理容量 ^{注1} (tU)	六ヶ所再処理工場 への既搬出量(tU)
北海道電力	泊	1 0 0	3 0	2 9 0	4 2 0	3 0
東北電力	女川	2 6 0	6 0	280 注2	7 9 0	30 注2
東京電力	福島第一	5 8 0	1 5 0	1,360	2,100	0
	福島第二	5 2 0	1 4 0	1,250 ^{注2}	1,360	240 注2
	柏崎刈羽	960	2 5 0	1,840	2,630	4 0
中部電力	浜岡	4 2 0	1 1 0	8 2 0	1,090	7 0
北陸電力	志賀	6 0	2 0	7 0	160	1 0
関西電力	美浜	1 6 0	5 0	360 注2	6 2 0	20 注2
	高浜	2 9 0	1 0 0	940 注2	1,100	140 ^{注2}
	大飯	3 6 0	1 2 0	1,030	1,900	0
中国電力	島根	1 7 0	4 0	3 3 0	600	4 0
四国電力	伊方	170	6 0	4 5 0	9 3 0	4 0
九州電力	玄海	2 7 0	1 0 0	6 6 0	1,060	0
	川内	1 4 0	5 0	630 注2	900	80 注2
日本原子力発電	敦賀	1 4 0	4 0	5 2 0	8 7 0	3 0
	東海第二	1 3 0	3 0	3 0 0	4 2 0	1 0
合計		4 , 7 3 0	1,350	11,110	16,940	7 8 0

注1)管理容量は、原則として「貯蔵容量から1炉心+1取替分を差し引いた容量」。

注2)2004年度の六ヶ所再処理施設への搬出実績は、6月に福島第二から約46tU、美浜から約44tU、高浜から約19tU、女川から約15tU、川内から約13tU、7月に福島第二から約26tU、9月に福島第二から約43tU(表中の貯蔵量、既搬出量には未反映)。

注3)四捨五入の関係で合計値は、各項目を加算した数値と一致しない部分がある。



再処理事業困難時の使用済燃料の扱い

青森県、六ヶ所村と日本原燃株式会社との覚書 (H10/7/29)

「再処理事業の確実な実施が著し〈困難になった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社が協議のうえ、日本原燃株式会社は使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。」



むつ「リサイクル燃料備蓄センター」について

【経緯】

- H12.6 原子炉等規制法が一部改正施行され、原子力の敷地外において中間貯蔵事業が可能に
- H12.11 むつ市が東京電力に中間貯蔵施設立地に係る技術調査を依頼
- H13.4 東京電力むつ調査所が立地可能性調査の現地調査を開始
- H15.4 東京電力がむつ市に、施設建設が技術的に可能であることを報告
- H15.4 東京電力がリサイクル燃料備蓄センターの事業構想を提出
- H15.7 むつ市長が東京電力に施設立地要請
- H16. 2 東京電力が青森県及びむつ市に対し、施設の立地協力を要請 事業の概要を公表
- ·事業主体

東京電力を中心に日本原子力発電の参画を得て、新たに貯蔵・管理会社を設立

- ·事業開始時期
 - 2010年までの操業開始を目指す (**立地可能性調査を開始してから約10年**)
- ·施設規模

最終的な貯蔵量 5,000トン

·貯蔵期間

貯蔵建屋ごとの使用期間は50年間。キャスクごとにおいても最長50年間。



最終処分場の立地について

我が国におけるガラス固化体の地層処分に関する研究開発は進んでいるが、処分場の立地には長い期間を要している。また、使用済燃料の直接処分事業は、北欧で先行事例がある。わが国の場合における核種の岩体中移行挙動についての知見が十分でないこと、処分体がプルトニウムを含むことについての人々の意見が不明であることから、使用済燃料の処分場を受け入れる地域を探すことは、ガラス固化体の地層処分場の場合以上の困難に直面するのではないか。

(参考)国と青森県との了解事項(平成7年4月)(抜粋)

「知事の了解な〈して青森県を最終処分地にできない し、しないことを確約します」



ガラス固化体の地層処分への取組

研究開発の取組

地層処分研究開発開始('76)

1980年

研究成果第1次取りまとめ('92)-

1990年

研究成果第2次取りまとめ('99)

2000年

瑞浪超深地層研究所造成工事着工('02) 幌延深地層研究センター造成工事着工('03)

2010年

2020年

2030年

2040年

処分地の選定プロセス

「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立。実施主体設立('00)

「概要調査地区」の公募を開始('02)

「概要調査地区選定」(平成10年代後半目途)

「精密調査地区選定」(平成20年代前半目途)

「最終処分施設建設地選定」(平成30年代後半目途)

「最終処分施設建設地選定」(平成40年代後半目途)

放射性廃棄物処分場立地の海外状況

~ 米国、スウェーデンにおいては処分場の立地において地元の反対があった~

米国 (処分場サイト決定まで15年)

- ・ 連邦議会が1987年にネバダ州ユッカマウンテンを処分場候補地とし、 エネルギー省(DOE)がサイト特性調査を開始。
- ・サイト特性調査に時間がかかり、サイト推薦を初めとする手続は大幅に 遅延。処分場操業開始予定時期は当初の1998年から2003年、201 0年へと繰り延べられてきた。
- ・2002年2月、DOEから大統領へのサイト推薦。ネバダ州知事は不承認 を通知したが、7月の連邦議会によるサイト承認により、ユッカマウンテ ンは処分場サイトとして決定。
- ・なお、ネバダ州は、DOEやNRC、EPAなどを相手取り数多くの訴訟を起 こしている。

放射性廃棄物処分場立地の海外状況

~ 米国、スウェーデンにおいては処分場の立地において地元の反対があった~

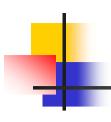
スウェーデン (処分場サイト決定まで15年以上の予定)

- ・ 1992~2000年:スウェーデン核燃料·廃棄物管理会社(SKB社)は全国レベルを対象とした総合立地調査と8自治体におけるフィージビリティー調査を実施。(うち2自治体はフィージビリティー調査後に行われた住民投票で否決され、あらゆる活動を中止。)
- ・2000年: SKB社はオスカーシャム、ティーエルプ、エストハンマルの3自治 体にてサイト調査を行うことを決定。
- ・2001~2002年:上記決定をスウェーデン政府が承認。オスカーシャム、 エストハンマルの自治体議会はサイト調査実施を了承。ティーエルプ自治 体の議会は調査の受け入れを否決。
- ・2002~2006年:サイト調査および環境影響評価を行って処分場候補地 1カ所を選定し、処分場立地·詳細特性調査·建設の許可申請を行う予定。
- ・2015年:初期操業を開始予定。



2. 立地地域の自立的発展への寄与(1)

- 1.科学技術の発展、産業の裾野の広がり
 - ·技術発展の成果の応用など関連産業の裾野が広がりうることも重要な 視点ではないか。
- 2. 地場産業発展への貢献
 - ・関連技術の広がりに応じて、地場産業の発展の可能性がある。
- 3.地域の活性化への貢献
 - ・地元雇用数が増える。
 - ・関連技術の保有と研究開発の継続により、国内外から往来も多くなり、 多様なネットワークを通じて地域の発展、国際化への可能性が高まる のではないか。
- 4. 社会に対する貢献
 - ·関連事業が消費地をはじめとする他の地域の活動を支えているという 誇りが形成されるのでないか。



立地地域の自立的発展への寄与(2)

5.地域の自主性

- ·関連事業を積極的に誘致し、かつその技術を地域が自主的に活用するという考え方により、地域の自立的発展ができるのではないか。
- ·また、こうした活動の展開により我が国全体の発展に寄与するのでないか。

シナリオの評価

- ・施設の立地自体による地域の自立的発展の可能性は、関係する施設、技術の広がりに依存すると考えられる。
- 一方で、いずれのシナリオにおいても、施設の運営や事故に起因して地域産業に対する風評被害が発生する可能性もあるため、規模が大きくなるなるほど立地地域や国民との相互理解のための取り組みをそれだけ力を入れて行っていかなくてはならない。



公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援するために電源立地地域対策交付金があり、今後運転開始される施設について初期対策交付金が設置されている。

交付期間

使用済燃料貯蔵施設、MOX燃料加工施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設

・期間 立地可能性調査の開始年度~都道府県の長の同意年度

·期間 :都道府県の長の同意翌年度~2年間

深地層研究施設

期間 立地可能性調査の開始年度~運転開始年度

特定放射性廃棄物の最終処分施設

・期間 立地可能性調査の開始年度~運転開始年度

交付限度額(金額は単年度交付限度額を示す。ただし()内は期間内の交付限度額。

	MIN I	開韓 1 (2年報)	
100		(1948円)	
отаппоння	1.4en =	9.885. +	
	Mini I	機能 (2年期)	
(All all		(19ABE)	
MODERN'T MADE	1.4ex *	9.8ers w	
WINDFORLESS.	1000000		
	Med 1		
18.71		(malifi)	
第1~7.60対性病療物 (1930年19	1.4en ×	9.8mm m	
		AVES I	
Drawn F.M.O		0.8 _{6F)} ±	
	MM I	RIBI	
E138		(3/85)	
MERCHANDED	2.1 ₀₁₁ ×	20mm m	

社会的受容性に関するシナリオ間の比較

	1	1	T	
評価の 視点	シナリオ1: 全量再処理	シナリオ2: 部分再処理	シナリオ3: 全量直接処分	シナリオ4: 当面貯蔵
必要な施 設の立地 (第二再処 理施設)	2050年度頃まで に相当規模の再 処理施設が必要。	不要。	不要。 ただし、六ヶ所再 処理施設の廃止 措置あるいは転用 が必要。	当面、六ヶ所再処理施設の廃止措置あるいは転用が必要。また、将来、再処理を実施する場合には、2050年度頃までに相当規模の再処理施設が必要。
必要な施 設の立地 (MOX燃 料製造施 設)	六ヶ所再処理施 設の稼働後、早急 に120トン/年程 度の規模のMOX 燃料製造施設が 必要。 また、2050年度頃 までに相当規模の MOX燃料製造施 設が必要。	六ヶ所再処理施 設の稼働後、早急 に120トン/年程 度の規模のMOX 燃料製造施設が 必要。	不要。	将来、再処理を実施する場合には、2050年度 頃までに相当規模の MOX燃料加工施設が 必要。



社会的受容性に関するシナリオ間の比較

評価の	シナリオ1:	シナリオ2:	シナリオ3:	シナリオ4:
視点	全量再処理	部分再処理	全量直接処分	当面貯蔵
必設 (蔵の規) (蔵の規) (蔵の関) (では、) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	2050年度頃までに順次3~6か所が必要。全量再処理が前提となっていることから、「中間」貯蔵施設としての位置付けが明確になっている。	当て同しのる動な施が立可に、というでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	原転に来が性2順必ま直方がい設確立可力継極であると、要に接策具とで信地能発するは、中要あ年~。使分び的中まに困がのかに一臓ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	原転に来が性20順必まル決「留信地能予続が性20次要、関50にましが性発すな問にる度12をは、中要あ年9。核すな貯むに困がのめにでででででです。は、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のは、1分割のでは、1分割のでは、1分割のは

社会的受容性に関するシナリオ間の比較

評価の 視点	シナリオ1: 全量再処理	シナリオ2: 部分再処理	シナリオ3: 全量直接処分	シナリオ4: 当面貯蔵
必要な 施設の 立地 (処分 場)	2035年度頃までに ガラス固化体の処 分場が必要。また、 TRU廃棄物の処分 場が必要。	ガラス固化体と使 用済燃料の両方の 処分場が必要とな る。	使用済燃料の直接 処分に関する十分 な知見が得られる までは、直接処分 場の本格的な立地 活動開始は困難。	使用済燃料の取扱についての方針が決まるまでは、どのような処分場が必要になるか不明なので、立地活動は困難。
立地地 域の自 立的発 展	核燃料サイクル技術 の広がりに応じた技 術・産業の発展と雇 用増による地域の 自立的発展が見込 めるのでないか。	核燃料サイクル技 術は50年しか使 われない技術となり、技術の広がり に応じた発展は見 込みにくいのでな いか。	技術・産業の発展 と雇用増による地 域の自立的発展は 相対的に小さなも のになるのでない か。	立地が必要な施設 についてもその将 来は不確定になり、 地域社会にかかる 将来の姿が描きに 〈〈立地が進まない のでないか。